

第2節

人と自然が共にある環境の保全

1 生物の多様性の確保（多様な自然環境の保全）

1-1 すぐれた自然の保全

(1) 県立自然公園計画の策定

県立公園の適正な整備や管理を図るため、公園計画の策定に向けた取組を進めます。

(2) 三重県自然環境保全地域の指定

すぐれた天然林や植物の自生地、野生動植物の生息地などのうち特に自然環境を保全することが必要な地域について、自然環境保全地域現況調査結果に基づき、自然環境保全地域の指定を進めます。

(3) 三重県自然環境保全地域の管理

自然環境保全指導員等による巡回監視を行うとともに、標識を設置するなどの自然環境保全地域の適切保全管理を行います。

(4) 県民との自然環境情報の共有化の促進

県内の希少な野生動植物や、保全すべき自然に関するさまざまな情報を、ホームページ「三重の環境と森林」内に開設した「みえの自然楽校」に掲載し、県民との情報の共有を進めます。

(5) 開発行為の届出

三重県自然環境保全条例に基づき、1haを超える規模の自然地（樹林地、農地、湿地、湖沼等）が含まれた開発行為（宅地造成、土砂採取、土地開墾等）について、知事への届出を義務付けています。届出に当たっては、緑地の確保、希少野生動植物種の保護等に対する配慮を求めます。

1-2 里地里山の保全

里地里山の自然を守る地域の住民活動に対し認定や認証を行い、自発的な自然環境保全活動が促進されるよう支援します。

1-3 水辺環境の保全

(1) 多自然川づくりと親水空間の整備

潤いとふれあいのある水辺空間の形成

- ・ 緑地や公園運動場等の整備を併せて行い、効果的な施設整備を図ります。
- ・ ボランティアによる花木の植栽や清掃等に対する支援を行います。
- ・ 周辺景観や地域整備と一体となった河川改修を行います。

(2) 河川・溪流・湖沼の保全・再生

平成 21(2009) 年度に引き続き、自然環境に配慮した川づくりを促進します。(平成 22(2010) 年度 一級河川大内山川 他 17 河川)

(3) 砂防事業における自然環境保全への配慮

ア 多自然川づくり

自然環境に配慮した川づくりを促進します。

イ 溪流環境整備計画

事業計画においては、当計画に沿った詳細計画を行い、この計画に基づき施設整備を進め、魚・水生動植物の産卵・餌場等生息域の確保等、自然植生・生態系の保全を図ります。

1-4 貴重・希少な野生動植物の保護

(1) 三重県レッドデータブック 2005を活用した保全

専門家やNPO等との協働のもとに、三重県レッドデータブック 2005 を活用して県民全体で希少野生動植物の保全を進めます。

表 6-2-1 三重県レッドデータブック2005掲載種数

分類群	絶 滅	絶滅危惧	準絶滅危惧	情報不足
動 物	5	137	72	82
昆 虫 類	11	156	82	158
植 物	37	525	104	66
菌 類		35	6	27
合 計	53	853	264	313

(2) 県指定希少野生動植物種の指定・保護

自然環境保全条例に基づき、必要に応じ、県指定希少野生動植物種の指定を進めるとともに、その種の状況に応じ、関係機関や地域住民等と連携した保護対策を進めます。

(3) 天然記念物の指定・保護

ア 天然記念物の現状把握

天然記念物の適切な保存と活用を図るため、パトロールを実施し、現状の把握に努めます。

イ 特別天然記念物カモシカの生息状況調査の実施

鈴鹿山地及び紀伊山地カモシカ保護地域付近において、カモシカの生息状況調査を実施します。

ウ 天然記念物食害対策

カモシカ保護と食害対策のため、スギ・ヒノキ等の造林地に防護柵を設置します。

(3) 動物の保護管理

ヒグマ、ニホンザル等、危険な動物（特定動物）の飼養施設や動物取扱業者の施設の監視・指導を行います。また県民に対し、動物愛護の絵・ポスターの募集や犬との接し方教室等を通じて、動物の適正飼養に関する普及啓発を行います。

(4) 移入種対策の推進

自然環境保全条例において規定されている「地域の生態系に著しく支障を及ぼすおそれのある移入種をみだりに放逐することの禁止」の定着を図るための普及啓発等を進めます。

1-5 地域の生態系の保全

(1) 希少野生動植物監視地区の指定

県指定希少野生動植物種の生息生育状況を勘案し、自然環境保全条例に基づく生息地等の保全のための希少野生動植物監視地区の指定の検討を進めます。

表6-2-2 三重県指定希少野生動植物（平成16年5月11日指定告示）

分類	種名(和名)
ほ乳類	ツキノワグマ
鳥類	カンムリウミスズメ、カラスバト、ウチャマセンニュウ
魚類	カワバタモロコ、ウシモツゴ
昆虫	カワラハンミョウ
甲殻類	ハクセンシオマネキ、シオマネキ
貝類	カナマルマイマイ
植物	ヒモツル、ヘゴ、オオタニワタリ、オニバス、ジュロウカンアオイ、マメナシ、ハマナツメ、ムシトリスミレ、トダスゲ、ツクシナルコ

(2) 鳥獣保護事業の実施

鳥獣の生息環境を保全するため、第10次鳥獣保護計画（平成19～23年度）に基づき、鳥獣保護区、特定猟具使用禁止区域等の指定・管理を行うとともに、鳥獣保護員を配置し、鳥獣保護区等の巡視、狩猟の指導等を行います。

表6-2-3 平成22年度鳥獣保護区等の指定計画（平成22年3月31日現在）

区分	鳥獣保護区	特別保護地区	休猟区	特定猟具使用禁止区域	指定猟法禁止区域(鉛製弾の使用禁止)
箇所数	2	-	2	3	-
面積(ha)	100	-	1,220	298	-
その他	期間更新、区域変更を含む			期間更新、区域変更を含む	

表6-2-4 移入種による影響の事例

移入種名	影響事例
アライグマ(ほ乳類)	在来種との競合、農林水産業、生活環境等への影響
ヌートリア(ほ乳類)	土壌環境等の攪乱、農林水産業等への影響
カミツキガメ(爬虫類)	人の生命又は身体に関わる被害
オオクチバス等(魚類)	在来種の捕食、農林水産業等への影響
セイタカアワダチソウ(植物)	在来種との競合・駆逐、土壌環境等の攪乱
ホテイアオイ(植物)	在来種との競合・駆逐

2 自然とのふれあいの確保

2-1 自然公園等の整備・活用

(1) 自然公園等利用施設の整備

豊かな自然に親しみ、ふれあう機会を増大させるため、自然公園利用施設や自然遊歩道等の整備を進めるとともに、安全かつ安心して利用できるよう適正な維持管理を行います。

表6-2-5 自然公園事業

公園名	施行地	種別	事業内容
伊勢志摩国立公園	近畿自然歩道整備事業(伊勢市)	県単	標識設置
	登茂山園地(志摩市)	県単	屋根修繕
	箱田山園地(鳥羽市)	県単	展望台改修
吉野熊野国立公園	鬼ヶ城周回線歩道(熊野市)	県単	歩道改修
	大杉谷登山歩道(大台町)	県単	歩道復旧整備
鈴鹿国立公園	東海自然歩道整備事業(鈴鹿市)	交付金事業	便所改修
	東海自然歩道整備事業(菟野町)	交付金事業	橋梁補修 護岸工
室生赤目青山国立公園	青山高原園地整備事業(伊賀市)	交付金事業	園地整備
	東海自然歩道整備事業(伊賀市)	交付金事業	歩道橋改修
	東海自然歩道整備事業(津市)	交付金事業	東屋 展望デッキ ベンチ整備
公園外	東海自然歩道(伊賀市)	県単	歩道改修
公園外	近畿自然歩道整備事業(多気町)	交付金事業	公衆便所

(2) 自然公園の管理・保護

自然公園内における開発等の各種行為に対する許認可の審査等により、自然公園を適正に保護・管理します。

(3) 三重県民の森及び三重県上野森林公園の活用

森林公園の適正な維持管理を進めるとともに、運営スタッフ「モリメイト」を募集し、森林公園事業の運営への提案、参画による利用者参画型の運営を促進します。

2-2 森林・水辺等の保全・活用

(1) 森林とのふれあいの促進

国土保全等の森林の持つ多様な公益的機能のうち、自然とのふれあいの場や学びの場となっている森林、名所、旧跡やおもむきのある景色を構成している森林などを保健風致保安林として指定していますが、そのほか、水源かん養等特に重要な役割を果たしている森林を保安林として指定し適切な管理を進めます。

(2) 都市と農山漁村の交流の推進

グリーン・ツーリズムの促進

都市と農山漁村の交流を促進するため、全国大会の開催等を通じてグリーン・ツーリズム実践者の広域ネットワーク構築、県民の農山漁村地域に対する理解醸成に取り組めます。

(3) 七里御浜海岸の侵食対策

人工リーフなどの整備を進めるとともに、砂浜の侵食を防止するための検討を行います。

3 森林・農地・沿岸海域の環境の保全

3-1 森林環境の保全

(1) 森林計画の策定

伊賀森林計画区において、地域森林計画樹立のための森林現況調査を行います。

また、市町村森林整備計画の適正な実行確保を支援するとともに、森林所有者が樹立する森林施業計画の策定について支援をします。

(2) 森林の持つ公益的機能を高める多様な森林づくり(環境林整備)の推進

水源かん養や山地災害防止など森林の持つ公益的機能の高度発揮を主な目的として、針葉樹や広葉樹が混交した多様な森林づくりを公的に行う森林環境創造事業により環境林整備を進めます。

(3) 二酸化炭素の吸収・固定を高める森林吸収源対策の推進

地球温暖化防止のための二酸化炭素の吸収・固定量の増加と水源かん養などの森林の持つ公益的機能の高度発揮を目的として、地域と行政とが一体となった環境林の公的管理など森林吸収源対策を進めます。

(4) 森林文化および森林環境教育の振興

森林や木に対する県民の理解を深めるため森林体験講座やフオコンテストを開催します。

また、森林環境教育を効果的に実施するため、指導者の育成や学校林の整備などを行い、森林をフィールドとした体験学習を進めます。

(5) 持続可能な森林整備の推進

造林・間伐事業、林道事業を生産林において積極的に実施することにより、木材生産を基礎とした力強い森林づくりを進めるとともに、二酸化炭素の吸収や水源のかん養など、森林の持つ公共的機能を増進します。

(6) 森林の適正な管理の推進

高度な公益的機能を持つ森林を保安林として指定し、公的な管理を進めるとともに、林地開発許可制度の適正な運用により森林の適正な管理を行います。

(7) 保安林の持つ公益的機能の高度発揮

水源かん養や土砂流出防備に加え保健休養機能など、多様で高度な機能を持つ保安林の保全を図るため、間伐等による森林整備とコンクリートダム等の治山施設の設置を一体的に実施する、総合的な治山対策等により適正な管理を行います。

(8) 林業担い手の育成等

「財団法人三重県農林水産支援センター」におい

て、IJU ターン等林業への新規就業就職への受入体制の整備を進めます。

また、認定林業事業体等の林業従事者の技術向上研修等を実施します。

(9) 環境に優しい素材である木材の利用推進

木を使うことが緑の循環につながることから、消費者が安心して利用することができる品質の県産材を「三重の木」として認証するとともに、公共建築物等の木造化・木質化を進めるなど県産材の利用推進を図ります。

3-2 農地環境の保全

(1) 農業の担い手の育成

新規就農者の参入促進、経営体の育成等を支援する「財団法人三重県農林水産支援センター」を核に、関係機関との連携のもと、就業希望の段階から、経営の発展段階までを総合的に支援します。

また、農地の効率的利用による担い手の経営安定を図るため、担い手への農地集積を促進します。

(2) 中山間地域における農地の適正管理

中山間直接支払や集落ぐるみの農地保全活動を実施するとともに、遊休農地解消事業による耕作放棄地の解消に努めます。

3-3 沿岸海域環境の保全

(1) 漁場保全対策の推進

漁業者、関係機関との連絡を密に行い、漁場環境の変動の把握に努めます。

(2) 養殖漁場の適正使用

魚類養殖場を持続的に利用するために、近年拡大傾向にあり、養殖漁場環境への負荷が懸念される大型魚類養殖業について、漁場改善計画に基づき養殖環境モニタリング調査等を行い、大型魚類養殖業が漁場環境に与える影響の把握に努めます。

(3) 「みえのうみ」環境保全活動促進

地域住民と協働しながら水圏環境保全に向けた取組を行います。

また、環境学習のサポートや環境保全活動のリー

ダー的人材の養成、共有する情報の充実を図ります。

(4) 水産資源の生息環境の保全・創造

ア 漁場環境保全創造事業

平成 21 (2009) 年度に引き続き、英虞湾において浚渫事業を実施します。

イ 沿岸漁場の整備(底質改良剤等の散布)

英虞湾・五ヶ所湾等において実施される底質改良剤等の散布に対して助成します。

ウ 漁民の森づくり活動の推進

多様な主体による森林整備を進めるため、漁業者が行う植樹・保育活動を支援します。

(5) 藻場・干潟の保全・再生

沿岸漁場の生態系の回復と環境保全を図るため、藻場・干潟を造成します。

(6) 海浜の維持・保全と再生

海岸の水際線の保全・再生

平成 21(2009) 年度に引き続き、海岸の水際線の保全・再生を図ります。

(7) 海岸・港湾における親水空間の整備

海岸環境の整備

護岸・堤防等の海岸保全施設の整備と併せて、海浜利用を促進するため、周辺の自然環境や海岸の生態系に配慮した親水性護岸、人工海浜等を整備します。

表 6-2-6 海岸環境の整備

海岸名等	事業内容
宇治山田港海岸 (伊勢市)	突堤、養浜、突堤・堤防設計
御浜海岸 (御浜町)	人工リーフ